

## 障害のある方向けの相談支援体制の強化と充実を図りました

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

児玉郡市では、障害のある方やその家族等が住み慣れた地域で元気に安心して、自分らしく暮らせるように、気軽に相談できる場所として役割分担しながら重層的な相談支援体制を整備しています。

### 1. 幅広い生活課題等に対応する生活支援センター

障害福祉サービスの利用の相談から、日々の生活や将来のこと、家族としての関わりについてなど全般的な相談に対応します。

事業所	主な対象者	住所	電話(0495)
障害者生活支援センター さわやか(友愛会)	身体に障害のある方	本庄市いまい台2-43 (本庄市障害福祉センター内)	25-5620
障害者生活支援センター さわやか(梨花の里)	知的に障害のある方	本庄市いまい台2-43 (本庄市障害福祉センター内)	25-5630
障害者生活支援センター みさと	精神に障害のある方	美里町小茂田889-1	76-3646

### 2. 障害福祉サービスを利用するためのサービス利用計画を作成する相談支援事業所

障害福祉サービスの利用者と契約し、サービス利用計画を作成します。サービスの新規利用や更新等に関して、障害の特性に応じた綿密な調整を行います。

主な対象者 障害福祉サービスを利用中(利用予定)の方

事業所 児玉郡市内の障害者福祉施設の情報を掲載した「ふくしまップ」に相談支援事業所についても掲載していますので、右記の2次元コードからご確認ください。



### 3. 地域全体の相談支援体制を構築する基幹相談支援センター

令和6年1月から「児玉郡市障害者基幹相談支援センターYou&I ほみか」を設置しました。今後は当該センターを中核機関として、地域の相談支援の質の向上と関係機関のネットワーク構築等を推進する予定です。

主な役割 ○総合的・専門的な相談の実施

- 地域の相談機関への専門的な助言や人材育成の支援
- 各種研修会や会議の開催による地域の相談機関との連携強化・事例検証
- 障害者の地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止に関すること

事業所 児玉郡市障害者基幹相談支援センターYou&I ほみか

住所:本庄市けや木3-20-17 電話:0495-71-4040

## 児玉警察署からのお願い

問合せ 児玉警察署 ☎0495-72-0110

児玉警察署の管内で自転車を狙った盗難被害が発生しています。自宅や駅等の駐輪場で管理するときに自転車の鍵をかけていないことで被害にあってしまうことがあります。

被害を防ぐために以下のことを心がけ、防犯対策をしましょう。

- ①わずかな時間でも自転車から離れる時は必ず鍵を掛ける。
- ②常設の錠の他に防犯性の高い補助錠を使用する。
- ③補助錠で自転車を不動物と結末する。
- ④防犯性能の高い錠に交換するなど防犯効果を高める。
- ⑤必ず自転車防犯登録をする。
- ⑥防犯対策がしっかりとられている駐車場・駐輪場を利用する。



## 障害のある方への手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

### 【特別障害者手当】

対象者 20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。(おおむね身体障害者手帳1級から2級および療育手帳<sup>Ⓐ</sup>程度の障害が重複する方、もしくは1つの障害であっても同程度の状態にある方。)

手当額 月額27,980円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、3か月以上継続して病院に入院している方は支給対象となりません。  
・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

### 【障害児福祉手当】

対象者 20歳未満であって、身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>相当の方、あるいは精神障害等で同程度の障害を有する方。

手当額 月額15,220円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、障害を事由とする年金を受給している方は支給対象となりません。  
・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

### 【在宅重度心身障害者手当】

対象者 以下のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳<sup>Ⓐ</sup>またはAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・その他同程度の障害があると認められる方

手当額 月額5,000円(支給月:3月、9月 ※町から支給します。)

支給制限 以下のいずれかに該当する方は支給対象となりません。  
・住民税(町県民税)が課税されている方- ・施設に入所中の方
- ・特別障害者手当や障害児福祉手当を受給している方
- ・65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方

## ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

### 20歳になる方へ ～国民年金の加入について～

20歳になった方(厚生年金保険に加入している方を除く)には、概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している(していた)方には送りません。

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、役場またお近くの年金事務所で手続きをしてください。

○問合せ  
熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、  
事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 0570-05-4890